



- ② 受託者は、受託外国投資信託受益証券の保管業務について、米国所在のカストディアンを選定し、当該業務をカストディアンに委託します。今般、当該業務を委託している米国三菱UFJ信託銀行は、日米関係当局からの承認を前提として、2016年1月1日を以って三菱UFJ信託銀行株式会社（ニューヨーク支店）へ当該業務を含む事業譲渡を行う事となりました。これに伴い、受託者は三菱UFJ信託銀行株式会社（ニューヨーク支店）自らを新たなカストディアンとして選任し信託事務を委託する事から、信託契約条項の関係諸条項を変更いたします。なお、本件変更は、当ETF-JDRに影響を与えるものではありません。

## 2. 信託契約条項の変更内容

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(9-2) 「加入者口座コード」とは、<u>株式等振替制度において加入者の口座を特定するための株式等の振替に関する業務規程施行規則第1条第2項第2号の口座管理機関コード、第3号の顧客口座コード及び第4号の加入者口座番号から構成される、証券保管振替機構が定めるコードをいいます。</u></p> <p>(9-3) 「株主等照会コード」とは、<u>株式等振替制度において通知株主等その他証券保管振替機構が定める者の氏名又は名称及び住所を特定するための、証券保管振替機構が定めるコードをいいます。</u></p> <p>(10-2) 「機構加入者」とは、<u>株式等の振替に関する業務規程第18条の規定により証券保管振替機構から振替株式等の振替を行うための口座の開設を受けた者をいいます。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(信託事務の委託)</p> <p>第15条 受託者は、信託業法第22条第3項各号に掲げる業務を第三者（受託者の<u>銀行勘定及び利害関係人</u>を含みます。）に委託することが適当であると判断した場合には、当該業務を当該第三者に委託することができます。</p>	<p>(信託事務の委託)</p> <p>第15条 受託者は、信託業法第22条第3項各号に掲げる業務を第三者（受託者の<u>利害関係人</u>を含みます。）に委託することが適当であると判断した場合には、当該業務を当該第三者に委託することができます。</p>

<p>2 受託者は、前項に定める場合のほか、信託業務の一部について、次の各号に掲げる基準に適合する<u>第三者（受託者の銀行勘定及び利害関係人を含みま</u> <u>す。）</u>に委託することができます。</p> <p>(以下略)</p> <p>3 受託者は、<u>受託者の銀行勘定又は利害関係人</u>に対して前2項の委託を行う場合、信託法、信託業法その他法令に反しない限りにおいて、受託者が合理的に妥当と判断した条件に基づいて委託します。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 受託者は、前項に定める場合のほか、信託業務の一部について、次の各号に掲げる基準に適合する<u>第三者</u>に委託することができます。</p> <p>(以下略)</p> <p>3 受託者は、<u>利害関係人</u>に対して前2項の委託を行う場合、信託法、信託業法その他法令に反しない限りにおいて、受託者が合理的に妥当と判断した条件に基づいて委託します。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(自己取引等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項及び第15条第3項</u>の場合、受託者は、第29条第1項に定める報告において、信託業法第29条第3項の要請を満たすこと（同項但し書に該当する場合を含みます。）をもって、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(自己取引等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合、受託者は、第29条第1項に定める報告において、信託業法第29条第3項の要請を満たすこと（同項但し書に該当する場合を含みます。）をもって、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(分配金)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項の通知に係る分配金が外貨で入金される場合には、受託者は、カストディアンから当該入金の連絡を受けた後合理的な範囲で速やかに、<u>入金された金額から次項に従ってカストディアンをして納税させるべき米国源泉税の金額を控除した残額を、第23条に従い円貨への変換を行います。</u></p> <p>3 受託者は、次の方法により、受益権一口あたりの信託分配単価の算出を行います。<u>受託者は、別途定める方法で、予め機構加入者から加入者口座コード単位の米国源泉税率情報を受領し、その集計内容を米国に</u></p>	<p>(分配金)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項の通知に係る分配金が外貨で入金される場合には、受託者は、カストディアンから当該入金の連絡を受けた後合理的な範囲で速やかに、<u>第23条に従い円貨への変換を行います。</u></p> <p>3 受託者は、次の方法により、受益権一口あたりの信託分配単価の算出を行います。<u>受益権一口あたりの信託分配単価は、前項により変換された円貨額から個別契約に規定する金額を上限とする当該分配金支払に</u></p>

<p>おける源泉徴収義務者であるカストディアンに指示し、カストディアンは米国源泉税を納税します。受益権一口あたりの信託分配単価は適用される米国源泉税率毎に算出するものとし、①特定の米国源泉税率の適用される受益権の口数に対応する分配金から納税すべき米国源泉税を控除した残額を前項により変換した円貨額から、②当該特定の米国源泉税率の適用される受益権の口数に対応する個別契約に規定する金額を上限とする当該分配金支払に係る手数料を受託者に支払った後の残額を、当該米国源泉税率が適用される受益権の口数で除して算出するものとし、</p> <p>4 受託者は、分配金に係る権利確定日現在の受益者に対して、前項に規定する米国源泉税率毎の受益権一口あたりの信託分配単価を基準に、適用される米国源泉税率毎に受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、国内源泉所得税（地方税を含みます。）を適用される範囲で控除した残額を分配します。</p>	<p>係る手数料を受託者に支払った後の残額を、受益権の総口数で除して算出するものとし、</p> <p>4 受託者は、分配金に係る権利確定日現在の受益者に対して、前項受益権一口あたりの信託分配単価を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税（地方税を含みます。）を適用される範囲で控除した残額を分配します。</p>
<p>（課税に係る情報）</p> <p>第 70 条 （略）</p> <p>2 受益者は、外国現地源泉軽減税率適用のための税務処理に必要である場合には、株主等照会コードの開示請求に係る権限を直近上位機関である口座管理機関（当該口座管理機関が直接口座管理機関でない場合には、上位機関である口座管理機関を含みます。）に委任すること及び当該口座管理機関が当該権限を受託者に委任することについて、あらかじめ同意します。</p> <p>3 前項にかかわらず、機構加入者が受益者の場合には、前項の受益者に係る情報の開示請求に係る受託者への権限の委任は、当該機構加入者から行うものとし、</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

3. 変更日 2015年8月31日付

以上